

# 薬師寺公夫教授 オーラルヒストリー

聞き手：徳川 信治(法学部教授)

西村 智朗(国際関係学部教授)

湯山 智之(法学部教授)

徳川 本日は、オーラルヒストリーのインタビューということで、薬師寺先生にこれまでの歩みについて大いに語っていただきたいと思っております。薬師寺先生の国際法研究、そして学内外で様々な役職を歴任されたと思いますので、そういったことに対しどういった思いでなさっておられたのかということなども含めて、いろいろお伺いできればと思っています。

最初に、薬師寺先生は国際法がご専門ですが、国際法研究者を志すまでと申しますか、なぜ国際法なのかということ、国際法の研究のきっかけやプロセスを教えていただければと思います。

## <大学時代と大学院進学>

薬師寺 宜しく申し上げます。大学院で国際法を始めるきっかけは、時代状況もあり大学に残って「もう少し勉強したい」と思ったことです。私が京都大学に入学したのは1969年、吉村良一先生と同期です。当時は国際的に激動の時代でした。ベトナム戦争が続いていましたし、68年にはプラハの春といわれたチェコスロバキアへ旧ソ連軍が侵攻してこれを潰してしまいました。中国では文化大革命という名の権力闘争があり、4人組が絶頂期を迎えつつありました。日本でもご存知のように学園紛争の嵐の時代で、私の場合も、入学からほぼ1年間まともな授業はありませんでした。京都大学も教養部が封鎖されている下で、とても授業に専念するといった雰囲気ではありませんでした。1年生の終わり頃から授業は

再開されたという記憶なのですが、70年安保、沖縄返還、公害問題など世の中が騒然としていたから、ベトナム戦争反対や核兵器廃絶や沖縄返還といった社会問題のほうに惹かれるわけです。クラス討議とか街頭デモなどにも出たものでした。このことも影響して落ち着いて講義に出て勉強する癖がなかなか身につきませんでした。その意味では「失われた4年」ともいえ、大学院でどうしても勉強を挽回したかったのも、院進学の動機の一つです。ただそうした状況の中で、自由になる時間があつたこと、コンピューターとかはまだない時代ですから、社会科学も自然科学も含めて何せ手当たり次第に本を読み漁りました。学部の先輩から「岩波新書や文庫ぐらいいは、学生だったら皆読んでいて当たり前だよ」なんてからかわれるものだし、クラスでの議論も多かったので、見栄もあって100冊から150冊ただ読んだという記憶があります。政治や国際問題に関する紙誌の記事や政治学の本はよく読んだ記憶がありますが、理解できなくても法学の専門を広く基礎から積み上げる勉強は学部時代できていないと感じながらの大学生活でした。ただこの時代一つ有り難かったのは、学生法ゼミだったかな、そういう名前のサークルに入っていた時に、後に立命館大学の教授になられる大河純夫先生がまだ大学院生ドクターだったと思いますが、勉強会を開いて戒能通孝著『法律講話』（日評社）の読書会をつくってくれたことが、法学の歴史を通史的に学ぶ良い機会になりました。自己流ですが、注に出てきたロックやルソーも含めて、もちろん翻訳ですが、びっしりノートを取りながら勉強したことは懐かしい思い出です。

3回生ゼミが始まる時、国際法を選択しました。しかし、そのときは「国際法をやりたいから」というより国際関係や国際政治に関心があったのと、有名な田畑茂二郎先生のゼミで勉強してみたいという動機でした。このゼミは皆勤です。ゼミでは個人個人が好きなテーマを選んで、調べて報告するという方式でしたが、何を勉強したらいいのかわからないので先生に相談し、ベトナム戦争を報告することになりました。

田畑先生の教科書や基本条約・資料集を基礎に、リチャード・フォークの翻訳本などを参考に民族自決権という言葉に惹かれて報告を準備しましたが、その理論的側面は十分理解ができていなくて、どちらかというところ「トンキン湾事件は自衛権に該当するか」とか「ナパーム弾や枯れ葉剤の使用は戦争法規違反ではないか」といったことをあれこれレジユメにして、何でも調べたことは全部レジユメにしなければと思って書き連ね、まとまりのない報告をしてしまいました。しかもレジユメ・資料が15枚を超え、当時の湿式ブルーコピー作成に時間がかかり、ゼミ開始を20分も待たせてしまいました。田畑先生のゼミでの話は非常に理解しやすく、しかもコンパでも気さくにいろいろ話をしていただけたので、こういう勉強をできればなあと憧れ、もう少し深く学びたいという気持ちも募っていったように思います。しかし先に述べたように、系統的学習が不十分だったのと、進路決定も、今の模範的学生のよう「将来、こういうものになりたい」という進路を決めかね、大学院に進学するという決断に至ったのは4回生の半ば、夏休みを過ぎた時期でした。だから当然準備不足、私は1年留年して、父母に苦勞をかけることになりました。

国際法を志す人は、本来民法、刑法、公法といった国内法を広く勉強した上で国際法に進むというのが理想なのですが、私の場合は国際政治、国際関係のようなことが非常に好きだったというのがきっかけで国際法の大学院に進みました。先ほど述べた時代状況もあって、米ソ冷戦と戦争違法化、ベトナムやチェコスロバキアの大国支配からの独立や、自立を支える民族自決の理念と軍事介入といった問題に関心があり、なんとか今の国際状況を自分なりに理論的に整理できないかという漠然とした課題意識はありましたが、国際法の理論的課題を理解していたわけでは決してありませんでした。だから進学してから苦勞することになります。

1年留年後、国際法、憲法、行政法と英語、ドイツ語が試験科目なので、全部ノートを取り直し、ほとんど丸暗記でしたが、おそらくこの一

年が学生時代ではいちばん法学を勉強したと思います。でも民法や刑法の試験科目がなかったのが当時の入試で、あれば進学できていなかったかもしれません。1 留ということもあって名古屋大学大学院も受験し、同大学の松井芳郎先生の「天然の富と資源に対する永久的主権」『法学論叢』第79巻第3号(1966年)及び第79巻第4号(1966年)を何度も読み返しました。幸い、筆記、口頭試問とも何とか通していただきました。民族自決権や国有化に関する法規則に関心があったこともあり、合格した名古屋大学に行こうとも思いました。京大の入試は行政法が十分書けず落ちたと思っていたのですが、無事合格を出してもらいました。最終的には京大の法学研究科に進学しました。

徳川 ありがとうございます。今お話をいただきまして、時代の流れと密接に関わって国際法研究を選択されたご様子が窺われました。ところで、大学院に入学されると、京都では院のスクーリングだけではなく、研究会——関西では田畑先生が主宰された国際法研究会と、田岡良一先生の国際問題研究会の2つの研究会——がありました。そうした研究会ではどういうことをなさっておられたんですか。

### <大学院時代と国際法研究会、国際問題研究会>

薬師寺 京都は、国際法学を目指すものにとっては大変恵まれた場所でした。田畑先生は、私が大学院に入る年には京都大学を定年退官され、大学院も指導されておられませんでしたが、毎週土曜日に京都大学楽友会館で主宰されておられた国際法研究会に参加され、いつも報告に対して鋭い質問をされておられました。

大学院時代の私の学習スタイルは、毎週土曜日午前中に香西茂先生と太寿堂鼎先生が共同で開講されている国際法のスクーリングに出席し、それが終わると院生勉強会、午後2時から5時半までは今言いました国際法研究会です。日曜日は月に1度、田岡良一先生が主宰する国際問題研究会がありました。スクーリングで報告を担当する時は、報告の準備

のため研究室でテキストを読むか、注に引用された国際法判例・事例を調べて要約し、それらをまとめてレジュメにする作業に追われる毎日でした。これに院生勉強会の担当や研究会の報告があるときは、その準備に追われました。当時研究室には西井正弘先生、位田隆一先生、岡田泉先生と中川原寛人さんという研究生がおられ、よく議論したものです。スクーリングでは、マスターの時はスタークの教科書、ドクターに進んではからはブラウンリーの教科書がテキストだったと思います。今から考えると、このスクーリングで担当した章が、現在の研究テーマともつながっています。それと先輩から1・2回生の内に何か通しで外国のテキストを読むよう勧められ、基礎知識のなかった私は、まず短いブライアリーのテキストを、それが終わるとオッペンハイムの国際法の1巻と2巻をとにかく通読しました。細部まで理解していたとはとても言えませんが、とにかく通して読んだという達成感がありました。1回生のときだったと思いますが、太寿堂先生がスクーリングの最後の数回または春休み前の院ゼミとして、日本の論文の読書会を行なったことがあります。田畑茂二郎先生、横田喜三郎先生、田岡良一先生、石本泰雄先生、寺沢一先生、小田滋先生、太寿堂鼎先生、香西茂先生の代表的著作・論文を読み、日本の研究者がどういう課題意識を持って、どういう方法で研究を進めて来られたのかを集中的に学ぶ機会を得ました。私が分担したのは寺沢先生の「血讐論」『法学協会雑誌』第70巻1号（1952年）及び2号（1953年）だったと記憶しています。他方、院生研究会は、国際法研究会で諸先輩の議論に少しでもついていけるように国際法の基礎を学ぶという趣旨で、外国文献の読み合わせをしました。印象に残っているのは、ローターパクトの *Private Law Sources and Analogies of International Law* です。フェアドロスの *Völkerrecht* を読んだときは、大阪大学の大学院におられた黒澤満先生も参加されていましたね。残念ながら、フランス語のテキストはやれていないんです。

国際法研究会は、毎回2人の報告です。研究会は、関西におられる先

生が中心ですが、時には田畑先生に学んだ先生方、その先生に学んだ会員の方々が遠方から来られ、実に錚々たるメンバーによる研究会でした。いつも楽友会館北室が満員で、田畑先生が入口から見て右側最前列におられ、高林秀雄先生、太寿堂鼎先生、香西茂先生、山手治之先生、竹本正幸先生、小川芳彦先生、安藤仁介先生、月川倉夫先生といった第1世代の先生（第1期黄金時代とも言われました）とそれに続く諸先生が左右の前列に座られ、その次に藤田久一先生、家正治先生、川岸繁雄先生、松井芳郎先生、芹田健太郎先生、金東勲先生、中村道先生といった第2世代の先生（第2期黄金時代とも言われました）が、ずら〜っと並んでおられて、第3世代に属する先輩や私たち院生はいちばん後ろのほうに座っていました。私が入会を承認されたのは修士1回生になった4月ですが、やがて関西大学大学院の竹本先生のお弟子さんの坂元茂樹さん、龍谷大学大学院の高林先生のお弟子さんの田中則夫さんが入会され、「坂もっちゃん、則ちゃん、薬ちゃん」と呼び合い、何をするにも相談し合う同期の親友になりました。しばらくして後輩の、三好幸治さん、小室程夫さん、村上正直さん、浅田正彦さん、桐山孝信さん、真山全さん、戸田五郎さん、小畑郁さん、酒井啓亘さんなどが入会されます。

さて報告の多くは研究発表もありましたが、最新の外国の書物や論文の紹介が中心でした。1時間ほどの報告後、約30分質疑が行なわれますが、その内容が大変高度で、とてもついて行けず、最初の半年はもっぱら報告を聴くだけだったと思います。しかし耳学問として非常に勉強になっただけでなく、研究会後は、若手で、または時には第1世代、第2世代の先生方に連れられて、四条に行き、飲みながら、議論をし、また報告内容について質問する機会を得たものです。私の報告は半年後にやってきました。最初の報告は、条約の無効に関する論文を報告しましたが、徹夜してやっとなに合わせたものの、先生方の質問にしどろもどろで、苦いデビューでした。その私も、ドクターに進学すると、前任者を引き継いで同研究会の幹事を約2年務めました。毎週の報告者を依頼

し、レジユメや資料を用意し、報告者が見つからないときは、自分で報告することもしばしばありました。4月には年度はじめの新入会員歓迎会、夏休み前のコンパ、12月の修論中間報告会後の忘年会が恒例の行事でしたので、これらの準備も幹事の仕事でした。神戸商船大学（現神戸大学海事科学部）に就職するまでは、国際法研究会を欠席したことは一度もありません。国際法研究会は、立命館大学の役職が忙しくなった時期と立命館アジア太平洋大学（APU）赴任時代にはほとんど参加できませんでしたが、再び参加させていただき、土曜日の研究会の後の先生方、若手との飲み会は今も楽しみの一つです。

他方、田岡先生の国際問題研究会は、主に関西の国際政治、国際法、国際私法の先生方が集まる月1回の研究会です。国際法の出席者は国際法研究会のメンバーが中心ですが、毎回国際法の報告が1本、もう1本は国際私法と国際政治の報告でした。したがって、この研究会を通じて国際私法と国際政治の最新の研究動向を学ばせていただきました。こちらはすべて研究報告です。私も、ドクターになってから、外国人の取扱いに関する報告をさせていただきました。国家責任に関する国連国際法委員会（ILC）のガルシア・アマドールの報告を意識し外国人の待遇に関する国際法規則を人権とも関連させた連盟時代のゲレロ報告にもふれて、18世紀以降の人権に関する学説から説き起こそうとしたのですが、問題の設定自体に無理があり、テーマも大きすぎて焦点が絞り切れていなかったため、諸先生からたくさんの批判的アドバイスをいただきました。外国人の待遇それ自体は、その後の研究テーマにはならなかったのですが、ここで持っていた問題意識とゲレロ報告やアマドール報告の検討は、後に、「国際人権条約に於ける財産権」『法学論叢』第105巻2号及び第106巻2号（1979年）や「ヨーロッパ人権条約の準備作業の検討」『神戸商船大学紀要第一類文科論集』第32号（1983年）、第33号（1984年）及び第34号（1985年）に関する論文の下地になりました。国際問題の幹事も2年ほど務めた記憶ですが、こちらの幹事は月1回の研究会に京都

の和菓子を用意する任務があり、出席会員数の予測と月々の和菓子を選択するのが、楽しい一苦勞でした。何度か田岡先生を桃山のご自宅までお送りしたことを記憶しています。

徳川 大学院でのスクーリングだけではなく、京都の研究会を通じて、タテ・ヨコのつながりの中で国際法の研鑽を積まれ、それが後の国家責任や人権の研究につながるのですね。

### <民科法律部会国際法部会、名古屋大学の院ゼミと「国際法の構造転換」>

薬師寺 もう一つ忘れてならないのが、民科法律部会の国際法部会の合宿です。藤田久一先生、家正治先生、松井芳郎先生、松田竹男先生、佐分晴夫先生を中心に「国際法の構造転換」について、主に国際平和と軍縮、民族自決権、新国際経済秩序、人権といった観点から第2次世界大戦以降の国際法の発展について検討されていました。そこに、田中さんと私が入会させてもらうわけですが、この合宿がすごかった。合宿自体はすべての法分野の先生方が参加され、当時渡辺洋三先生、藤田勇先生、稲本洋之助先生、長谷川正安先生、室井力先生といった大先生方が出席されておられました。全体会も刺激的なものでしたが、やはり国際法部会の印象が強いです。NGO の国際民主法律家協会 (IADL) の大会への報告書作成もさることながら、国際法の構造転換の議論が何といっても魅力的でした。もう一つは夜の懇親会。佐分先生が次々に他の分野の先生を連れてこられ、あるいは他の部会に「乱入」されて陽気な議論になる。それについていった田中さんも私も、いつの間にか国際法部会には「田中薬師寺」という一人の酒乱がいるようだということになったようです。

いつの部会だったか祖川武夫先生がひょっこりお見えになって、私たちが準備している報告に対して極めて正確、論理的で緻密な質問・コメントをされ、度肝を抜かれたのが最初の印象でした。国際法の構造転換



論の検討は、学問的にその後、場を名古屋大学の大学院ゼミに移して深化することになります。京都の国際法研究会では、田畑先生を筆頭に国際社会の構造変化が国際法規範にどのような変動をもたらしたかに関する検討が深められていましたが（田畑茂二郎『国際法（第2版）』岩波書店、1966年、松井芳郎「社会科学としての国際法学——日本におけるその形成と展開」山手治之・香西茂編集代表『21世紀国際社会における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして（上）国際社会の法構造：その歴史と現状』（田畑茂二郎先生追悼論文集）東信堂、2003年参照）、松井先生、佐分先生のお世話で参加させていただくことになった名古屋大学の院ゼミで——最初のゲストが石本泰雄先生（『中立制度の史的研究』有斐閣、1958年）、その会合に祖川先生が参加され、この後、祖川先生のご業績（『祖川武夫論文集 国際法と戦争違法化——その論理構造と歴史性』信山社、2004年参照）を勉強するゼミも開かれました。無差別戦争観から差別戦争観への戦争観念の転換を基軸とした国際法の規範論理構造の転換というもう一つの構造転換論の系譜についても、勉強していくことになります。院ゼミは、やがて日本の国際法学界で活躍されている諸先生をお招きして、その先生の業績から若手院生と教員がともに議論をしていく場として、長期にわたり参加させていただきました。そうした議論の成果の一端は、『Sシリーズ 国際法』（有斐閣）に反映されていきます。

私は、院生の時代に、3人の大先生に直接お目にかかれるかたちで国際法を学ぶことができたという点で、大変幸せです。田畑先生には、『国家平等観念の転換』（秋田屋、1946年）、「外交的保護の機能変化」『法学論叢』第52巻4号（1946年）及び第53巻第1-2号（1947年）をはじめ多数の著書、論文を通して、またいろんなお席で、国際法規範の思想的、社会経済的背景や国際法の妥当基盤に対する分析の必要性・重要性和その仕方を学ばせていただきました。田岡先生には『国際法上の自衛権』（勁草書房、1981年）や『大津事件の再評価』（有斐閣、1983年）をはじめとするとご著書や研究会を通じて、国際法が現実に関能している背景

となる国際政治・外交の徹底的な事実分析の重要性を、そして祖川先生には、「カール・シュミットにおける『戦争観念の転換』について」や「集団的自衛——いわゆる US Formula の論理的構造と現実的機能」『祖川武夫論文集』所収などの論文を通じて、また院ゼミでのご議論を通じて、国際法の徹底した論理分析と歴史的 성격の分析を教えていただいたという気持ちです。それが本当に理解できて血肉になっているとは能力の限界からとも言えなくて申し訳ないのですが、論文を書くときには、こういうものが書けたらと願いながら着手するのですが、いつも挫折の連続でした。田畑先生とともに第 1 期黄金時代を築かれた太寿堂先生、香西先生、高林先生、山手先生、林先生、竹本先生、小川先生をはじめ第 1 世代の先生方の書かれた論文は、若い院生にとっては雲の上の存在のように思えたものです。国際法研究会の第 2 期黄金時代と言われる時代を築かれた藤田先生、家先生、川岸先生、松井先生、芹田先生、金先生、中村先生など、それぞれに方法も課題も分野も違うけれど、理論的にも議論でも、「怖〜い」存在で、前に出ると緊張してびりびりしていました。でも研究会が終わって、お酒を交えて議論していただくときは、本当に優しい先輩に囲まれていたと思います。随分ずけずけと議論させていただいたように思います。松井先生には、田中さんと初めて京都のお宅にお邪魔したときに、つつい飲み進んで、有名な(?) 傘立て事件(勝手口の傘立てを便器と誤認……)の不祥事を引き起こしてしまいました。誠に申し訳ありませんでした。ただ、この研究会の幸せは、いい意味で強いプレッシャーでもありました。国際法学の駆け出しには、まだこうした諸先輩の議論に、とても追いつけない力量不足で、理想と現実のギャップに随分悩んだものです。

湯山 錚々たる先生方の下で研究を始められて、恵まれた環境だったんですね。修士論文ではどういう研究をされたのですか。

## <修士論文、初めての公表論文、国際法学界へのデビュー>

葉師寺 修士論文では何度か泣きました。おぼろげながら国際法の構造転換に関係したテーマを選びたいと思うものの、その素地はなく、テーマが2回生前期になっても焦点が絞れない状況でした。1回生の時にアジェンデ政権下のチリの銅山国有化をめぐる問題についてレポートを書いていたので、その続きをと思っていましたが、すでに国有化については田畑先生の著書での詳細な言及や、香西先生の学説、判例、国家実行を緻密に分析された論文があって、これ以上書けない。田畑先生が研究会でよく言及されていたコンセッションの研究にはまだ力量不足という状況もあって、途上諸国による外国企業への経営参加の主張を天然資源に対する永久的主権の一つの新しい形態とみなして「OPEC 諸国の事業参加と資源主権」と題する修士論文を書きました。12月の中間報告も相当ご批判をいただき、それから提出まで徹夜の連続でした。なんとか修士論文は通していただいたものの、ドクターになって1年ほどコンセッションとつないで公表論文にはならないかと考えてはみたものの、このテーマでは無理と判断しました。しかし、この修論時期に大変貴重な財産があります。OPEC の資料は大学ではほとんど手に入らなかった時代ですから、当時の日本石油の松井豊様に民間企業が民間の協定、国家間の協定をどのように分析していくか、一見ありふれた情報に見えるものを積み重ね、比較検討する中から、OPEC 諸国やメジャーズ等の諸アクターによる新エネルギー戦略と国際的合意の全体像を分析し、組み立てていき、各規範が現実にどのような機能をもつかを企業の視点から見抜いていく、徹底した調査のもつ威力と生きた法の現実的機能について、いい勉強をさせてもらったと思っています。これは今でも私の研究調査の仕方の基礎になっています。

徳川 第一次資料に当たりつつ、そこから何らかの法理を導き出すという地道な作業を先生は基本的な研究スタイルとされておられますが、この

時期にその基礎が形成されたのですね。ところで、今伺いましたところ、修士論文の題材は、必ずしも国際人権法分野ではないように思われますが、修士論文執筆以降どのように人権法の研究に進まれたのでしょうか。

**薬師寺** ドクター 1 年と 2 年はテーマを何に絞るかで悩みつつ、「急がば回れ」ではありませんが、スクーリングで担当したという縁もあって、この際、国家の管轄権、条約法、国家責任といった国際法全体に関わる主題について基礎から学んでみようと思い直し、これは相当徹底して、関連の文献や判例をあたりました。ただし、同期の坂元さんが条約解釈に関する公表論文（「条約法法典化における解釈規則の形成とその問題点」『関西大学法学論集』第27巻6号（1978年））を、田中さんが深海底に関する公表論文（「深海底の法的地位——『人類の共同財産』概念の現代的意義」『龍谷大学』第10巻3号（1978年））を仕上げていくのを見て、正直、焦りました。ドクター 3 回生の時に香西先生にご相談に行かせてもらい、勉強方法も含めて相当厳しい叱咤激励をいただき、考え始めていた「国際人権条約に於ける財産権」について、早急に原稿にするようにご指示をいただきました。この論文は、国際法の構造転換も意識しながら、世界人権宣言やヨーロッパ人権条約には財産権条項があるのに、なぜ国際人権規約には財産権に関する規定がないのか、その理由を、各宣言や条約の起草過程をフォローし、その社会的経済的背景を確認しようとしたものでした。前半は主にヨーロッパ人権条約の財産権をめぐる起草時の対立とヨーロッパ人権委員会の事例に焦点をあて、後半は両規約の起草過程における資本主義諸国、社会主義諸国、発展途上諸国の相互間での見解対立を軸に、天然資源に対する永久的主権観念との関連にもふれながら財産権条項の欠落の理由と歴史的背景を論じたものです。香西先生には注に至るまで細かく目を通していただき『法学論叢』への掲載を推薦していただきました。これが学界デビューでした。

**湯山** それが法学論叢（105巻2号、106巻2号）に掲載された「国際人権条

約に於ける財産権(一)(二・完)」ですね。

**葉師寺** 最初の国際法学会報告は、神戸商船大学時代でした。当時は、春季研究大会があり、若手研究者の個別報告がありました。財産権に関する論文を書く過程で、ヨーロッパ人権条約、国際人権規約の起草過程を調べていく内に、人権条約に関する研究にだんだん関心が強くなっていきましたが、それを決定的にしたのは、芹田健太郎先生が神戸大学に移籍されるときに後任として神戸商船大学に来るようにお誘いを受けたことでした。芹田先生とは、ドクターの幹事時代に、研究会後、しばしば飲みに来て行ってもらい、よく議論させていただいていました。こうして1981年神戸商船大学に赴任いたしました。先生の研究室にはヨーロッパ人権条約をはじめ国際人権条約に関する書籍と、海洋法に関する書籍がぎっしりと詰まっていました。おかげで、商船時代は、ヨーロッパ人権条約の準備文書の研究（ファシズムの教訓、東西冷戦、ドイツの復帰、欧州統合といった文脈の中での条約の成立過程と条約の性格についてフォローした）と、国家申立と国内的救済原則の関係について論文を書きました。その研究の中で、多数国間条約に対する留保について、ウィーン条約法条約に定める一般規則とは異なる留保規則の扱いがヨーロッパ人権条約ではなされていることに気づき、これは人権条約という個人と国家の関係を規律する人権に固有の特性といえるかもしれないということから、米州人権条約、さらに異質な国家を締約国とする国際人権規約ではもっと多くの留保がされているはずだと思い、学会報告で取り上げることにしました。まずそれぞれの条約の留保の実態を調べ、条約規範と国内人権規範の相違と留保の関係、解釈宣言と留保の違い、人権条約の性格と同意・異議申立制度の適用の限界、人権実施機関による両立性判定、留保無効の効果といった論点をまとめて報告しました。報告に先立ち、関西学院大学に通われる小川芳彦先生に阪急電車や飲み会の席で何度かアドバイスや想定問答を指南いただきました。おかげで、一定のまとまりのある報告になって、学会懇親会でも祝福の言葉を多くの先生か

らいただき、国際法外交雑誌第83巻4号に論文「人権条約に付された留保の取り扱い——人権条約実施機関の対応の仕方を中心として——」(1984年)を掲載させていただきました。これが国際法学会のデビューです。以降、その後の発展を含めて人権条約に対する留保に関する論文をいくつか書きましたが、基本はこの学会発表論文にあり、このテーマは私の専門分野の一つを形成しています。

こうして人権の国際的保障を専門分野の一つとするようになりましたが、私の国際人権法研究は、実体法論というよりも、手続的側面(国内的救済原則、訴訟目的の消滅と人権裁判所の機能、留保の許容性判定など)または国際保障制度の検討がまず先行します。方法的にも、国際法の構造転換論の影響が強く、財産権の論文も、ヨーロッパ人権条約の準備作業の検討も、留保の取扱いに関する学会報告も、国際社会の構造変化を土台に、多様な諸国から成り立つ国際社会の中で、欧米諸国の人権観念がどのようなかたちで社会主義国や発展途上諸国の影響を受けてどのような変容を迫られているのか、あるいはいないのかに相当ウェイトが置かれています。ただ、人権を対象としていますので、国家の内部構造——田畑先生の国家主権の担い手論を意識していたのかも知れません——、つまり国家は抽象的な国際法上の権利主体であるだけでなく、人権をめぐるのは国家内部の政府と個人というアクター間にさまざまな対立と矛盾、人権をめぐる争いがある、国際法がこの国内社会の構造にどう切り込むのかということ、留保論などでは相当意識して書いたように思います。もっとも、こうした社会的背景との関連で人権条約制度を論じたものは、その後しばらく空きますが、ヨーロッパ人権条約保障制度が人権裁判所による司法一元化制度に転換していくことの意義と疑問を書いた小田滋先生古稀祝賀論文集の「人権条約の解釈・適用紛争と国際裁判——ヨーロッパ新人権裁判所への移行——」杉原高嶺編『紛争解決の国際法』(三省堂、1997年)ならびに山手治之先生喜寿記念論文集に書いた「自由権規約個人通報手続における相対主義と普遍主義の法的攻防」

松井・木棚・葉師寺・山形編集代表『グローバル化する世界と法の課題』（東信堂、2006年）で再度登場することになります。やはり国際法の構造転換に関する問題意識はずっと残っています。私の場合、どちらかというと国内社会の構造に対する国際法の規制、個人の国際法上の権利主体性の承認が国際法の規範構造に与える影響といった問題意識からですが、国際人権法の研究については、また後ほど少しふれたいと思います。

もう一つ、私の現在の研究に、大きな影響を与えているのは、山本草二先生の国際責任論と管轄権論だと思います。ドクターの時に山本先生が京大に特殊講義に来られ、スクーリングで強く関心を持つようになっていた国家責任論との関連もあって、私が先生ののちに『国際法における危険責任主義』（東京大学出版会、1982年）の元になるいくつかの論文の報告をしたことがきっかけです。先生の独特の気さくなお話の仕方も手伝ってか、特に宇宙損害責任論に関する議論が今も強く記憶の底にあります。その後先生が中心になられた外務省条約局法規課の国際法判例に関する研究会などにも出席をさせていただいたこともあって、国際公益を軸とする機能主義的な国際法規範の把握の仕方、また国家の責任と表裏関係となる国家の管轄権の機能主義的な把握、それに管轄権を軸とした国際法と国内法の関係に対する実務的なアプローチの方法などに、非常に新鮮な感覚を覚えました。すでに京都の国際法研究でも、例えば田畑先生がコミュニティ・オリエンティッド・アプローチの必要性を強調され、『国際法講義』でも場所的管轄権、人的管轄権という、管轄権という切り口で国際法の体系を書かれていたわけですが、山本先生のアプローチは、これをもっと外交実務、法実務にも引き寄せた「国際行政法」ともいべき機能的方法を採られ、それぞれに国益と対立構造を抱えた国際社会の実態を踏まえながらも、共通の利害を機能的に抽出することによって、国際公益観念に根ざす国際法規範社会を設定し、国際法規を機能主義的かつ実務的に作用させることを意識的に追及されている



のではないかと私なりに理解したわけです。そこで国家管轄権行使の態様を具体的に分析し、それと責任の関係を明らかにすること、それとともに個人の行為と国家の管轄権及び責任の関係を、整理する必要があると感じたものでした。それが後の国家責任論研究へと進む契機となるのですが、私の場合、神戸商船大学に就職したこともあり、大学の授業では海事国際法を教えることになります。そのこともあって、海洋管轄権と海洋における国家責任ということから、責任論分野にデビューすることになりました。私の国家責任研究というか、海洋法研究というか、これはこういう経緯で始まりました。

徳川 薬師寺先生は、「人権」「海洋法」「国家責任」を核としてご研究されてきたわけですが、その端緒となった非常に興味深いお話を伺うことができました。田畑先生の国際社会の構造転換論、そして山本先生の国家責任論・管轄権論の影響を受けたことを述べられておられましたが、こうした理論的枠組みと、先ほど上げられておりました処女論文「国際人権条約に於ける財産権」を含め、起草過程を丹念に読み解く研究スタイルと併せ、これらを統合したような薬師寺法学として今後も国際法を追究されるということでしょうか。

薬師寺 まだ、とても体系どころではありません。やっと今、まとめるべき課題が見つかり始めたかなあという感じなんです。やっぱり最後は「人間」というか個人にまつわるところ、それと国家の管轄権及び責任との接点とでまとまったものを書きたいなと思っています。しかし今はまだ、書けないんです。私には、(上)だけ書いて、まだ(下)を書いていない宿題ものはいくつかありますが、問題提起に対する回答をしなければならぬ論文が若干あります。人権関連のものが多いのです。それらを眺みながら、まとめていきたいですね。

## <国際人権保障制度の研究>

徳川 人権といえば、「日本の国際法判例」研究会でのご研究もおありで



すが、人権法では、人権条約の国内実現という大きな課題があります。薬師寺先生も、犯罪人引渡しの問題を含む、様々な人権条約に関わる問題を、日本の国内判例を含め、国内法実務との関わりあいを意識されたかたちでご研究をされているように思われるのですが……。

**薬師寺** 人権保護を研究対象とする宿命でしょうか、1990年代後半には幾人かの弁護士さんの依頼もあり、広島高裁陳述書「国際人権規約と日本の選挙法」(1997年)を作成したり、京都地裁陳述書「国際人権規約B規約と非嫡出子の扶養手当」(1997年)を作成したりしました。ここから国際人権条約及び条約実施機関の見解等の国内法上の地位という実践的な問題関心が生まれ、その理論化を検討するようになります。国内裁判所で国際人権を援用しても、裁判官は基本的には国内法の適用に止め、国際人権法に言及することはまだ消極的な時代だったと思います。ご指摘のように、1990年の国際法外交雑誌第89巻から第103巻までに連載された「日本の国際法判例」で1986年から2001年までの15年間、外国人の出入国、国際人権に関する国内法判例の資料整理・解説等に当たらせていただきました。この経験によっても国際法と国内法の関係に関する実務的・理論的関心を高めました。また芹田先生とのご縁で、1988年の国際人権法学会の設立以降のお手伝いもし、後述のように、同学会の事務局長、理事長をお引き受けすることになり、国内法諸分野や弁護士さんとのつながりも増えました。さらに京都の建都1200年を記念して京都府・京都市等により1994年に設置された財団法人世界人権問題研究センターの所長に田畑先生が就任されて以降、客員研究員や第1部(国際人権)部長を務めたりしました。国際人権法の実体的側面の研究は、これらの人権関連活動との関連において進めました。これらの活動は、ずっと後になりますが、2011年からの国連強制失踪条約に基づく強制失踪委員会の委員及び2012年からの難民審査参与員の活動につながっていくことになりました。こうしたこともあって、論文も、2000年代に入ると Japanese Annual of International Law No.46 (2003) の「Domestic

Implementation of Human Rights Conventions and Judicial Remedies in Japan」をはじめ、『講座国際人権法 1 (国際人権法と憲法)』(信山社, 2006年)の「国際法学からみた自由権規約の国内実施」、『法律時報』第 80巻 5号の「国際人権法の解釈と実施をめぐるわが国の課題」(2008年)といった国内実施に焦点をあてた一連の論文を書くことになりました。これらの論文は、日本の裁判所における国際人権諸条約の解釈・適用の諸特徴を、人権条約実施機関の判例や見解・一般的意見及び憲法の解釈・適用との関連で分析し、問題点と対処の方向を指摘するとともに、国際人権法をめぐる国際法学と憲法等国内法学の議論に国際法論の立場から応えようとしたものです。客観的記述に努めていますが、条約実施機関の意見の国内法上の地位などに関する主張内容は、人権条約規定の国内実施の促進、個人通報制度への加入促進を強く意識した内容となっています。国際人権保障制度の発展方向を見据えながら個々の事例の関連諸要素を客観的に綿密に検討することが常に基本にあるべきだと思いますが、弁護士さんと一緒に法廷提出文書を書くとき、難民参与員として従来事例を踏まえて判断をするとき、強制失踪委員会の委員個人として、国家報告や個人通報に対応するとき、やはり微妙な機能の違いがあります。国際人権の実践という場面では、例えば委員であれば出身国の報告や通報には関与しないなど独立・公平性からくる制約があり、委員会内での議論を踏まえた委員としての意見や判断をすることが求められ、自由な学者の意見というわけにはいきません。ただ、常に研究者としての客観的な分析と総合を忘れずに、理論と実践を組み合わせたいと思います。

以上のような国際人権研究の外縁に、石本先生傘寿記念論文集の「国際人権法とジュネーヴ法の時間的・場所的・人的適用範囲の重複とその問題点」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂, 2004年)といった武力紛争時の人権にふれた研究や、「犯罪人引渡しと人権——自由権規約を中心に——」田畑茂二郎編『21世紀世界の人権』(明石書店,

1997年) などがあります。周知のように犯罪人引渡しについては、伝統的な政治犯不引渡し原則や双方可罰性の原則などの不引渡し事由がありますが、この論文をはじめいくつかの論文では、引渡し後に重大な人権侵害が行なわれることが予見されるような場合に、容疑者を引渡せば、その引渡し行為が人権条約違反に該当する場合があることを、ヨーロッパ人権裁判所ゼーリング事件判決や自由権規約委員会のキンドラー事件見解等を引き合いに論じたものです。これも中国民航機ハイジャック事件東京高裁決定が執筆のきっかけとなっています。

**西村** 今、いわゆる国際法の解釈を展開していく上で実務も意識していかなければならないというお話を伺いました。実務の問題はまた後ほど伺いするとして、もう少し研究のところに踏み込んで伺わせて下さい。実は私も学部時代に薬師寺先生に名古屋大学の集中講義で、国際法の基礎的なところを教えていただきました。今は国際法も専門に特化しているという現象もあるかと思います。逆に専門以外のことに手を出せない研究者が多いなかで、薬師寺先生は、国家責任から人権、海洋法と、非常にいろいろな分野で論文を書かれ、研究に携わっておられ、しかもそれがつながっています。私の専門の国際環境法でいうと、賠償責任、国家責任、海洋法とうまくつながっていらっしゃる。ですから、決してあれもこれもと研究されているのではなく、そのつど、時代が薬師寺先生を必要としている研究があると思います。その中で広いたくさんのテーマを同時進行でご研究されているところは真似できないなと思っているんですが、何か意識されていることはあるのでしょうか。

**薬師寺** コツというほどのものはないです。研究会で先輩の先生方から、専門は当然持つようにしなければならないが、全体を見られるように勉強をすることを、ずいぶんアドバイスされてきましたので、それほどここに意識しているのだと思います。多くの先輩や同期さらに後輩の方もそうされていますのでね。逆に、専門分野を体系的にきちっとまとめている人はうらやましいし、尊敬します。

**西村** この後、国際法の体系書をまとめられるというお考えは？

**薬師寺** 一般体系書というわけではありませんが、自分の研究した分野をきちっとまとめるのは、当然の責任だと思っています。私の場合、一つをまとめた上で、次に行くということができていないから、まだ並行的にいくつかのことを研究している途上になる。それをまとめなければならないという責任というかプレッシャーを感じます。それと私事で恐縮ですが、親友だった龍谷大学の田中則夫さんが2014年病で逝去されました。まだまだ一緒にと思っていたので、大変なショックでした。今西村さんにもお手伝いいただいて、田中則夫さんの遺稿集（田中則夫『国際海洋法の現代的形成』東信堂、2015年）を編集する委員の一人として編集作業をしているので、田中さんも自分でまとめたかっただろうな、いつまでも時間があると思っていたらいけないのだな、と強く感じています。先ほども述べたけれど、国際人権研究に長年携わってきたので、国際人権についてまとめたものにしたいと思っていますが、なにせ人権の実体的部分がまだ弱く、本格的に書きだしたのは「留保論」からなので、どうまとめていくかまだ迷っています。

**徳川** 条約法の観点からでしょうか？

**薬師寺** はい。あれは条約法の議論ですから、国際人権法論としてまとめるときには、その一部にはなるとは思います。全体の骨格になる部分をもう少し埋めて……でなければ、まとめたものにはできないかなと思っています。ただ、当面まとめたいなと思っているのは国家責任について、私人というか、もう少し広げて非国家主体と国家の国際責任については、後にふれますが、少し書きためてきているので、整理したいと思っています。

**湯山** 私人と国家の関わりに関心があって国家責任法を勉強しておりますので、今日の先生のお話は大変興味深く伺いました。私がいちばん印象に残っているのは、国際法学会に入会して間もなくの1993年秋の研究大会で先生の「国際適法行為による国際責任の批判的検討」の研究報告を

拝聴させていただき、引用されている文献の多さに「すごい」と思った記憶があります。

薬師寺 有り難うございます。あの報告は、九州（西南学院大学）での学会でしたね。私の報告の中味というより、あれだけ分厚いレジユメの例はなかったのではないのでしょうか。レジユメの厚さでは歴史を築いたと言われていますが、悪い先例を作りました。実は、口頭発表の練習は前日何度もやって時間厳守はできると安心して少し酒を飲んで床についたら、ドアの鍵を閉めるのを忘れたらしく……、夜中に背広の財布だけを盗まれたらしく、学会報告前に交番に逸失物の届出に行ったのですよ。気も動転したままでの学会報告でしたが、国際違法行為に対する国家の責任ではなく、国際適法行為に対する賠償または補償責任が実定法の問題として国家に存在するのかということを、臨検等は一応別にして、越境環境損害に焦点をあてて論じました。そこでは、汚染者負担の原則もまじえて、私人の民事賠償責任と国家の賠償責任の区別の必要性、国家賠償責任論の3つの系譜と実定法の状況について検討し、現在のところ国家の責任としては注意義務違反の違法行為責任しかないことを論じたものでした。何人かの大先生から「良かったよ」と言われてほっとして、銀行カードで旅費を引き出しに行ったのを覚えています。

国家責任に関する論文は、高林秀雄先生還暦記念論文集に書かせていただいた「国連海洋法条約における賠償責任諸条項の構成と問題点——国家の国際賠償責任と民事賠償責任の関連を中心に——」林久茂、山手治之、香西茂編『海洋法の新秩序』（東信堂、1993年）が最初です。後でふれますが、1990年から1991年にかけてジュネーヴに留学させていただきました。その国連国際法委員会での助手の仕事がない秋の期間に高等研究所の図書館で勉強したもので、『立命館法学』にも2本、海洋法条約に関連した責任論を書きましたが、ここから責任論について書き始めました。一貫しているのは私人行為、さらに非国家主体の行為に対する国の国際責任、行為の帰属と国の注意義務の関連について関心を持って

いるという点です。

これ以降、田畑茂二郎先生追悼論文集に掲載させていただいた「国際法委員会『国家責任条文』における私人行為の国家への帰属」山手治之、香西茂編集代表『21世紀国際社会における人権と平和：国際法の新しい発展をめざして〈上巻〉国際社会の法構造：その歴史と現状』（東信堂、2003年）、藤田久一先生古稀記念の際の「ジェノサイド条約適用事件 ICJ 本案判決——行為の帰属と国の防止義務再論」坂元茂樹編『国際立法の最前線』（有信堂、2009年）、松井芳郎先生古稀記念論文集の「国際機関の利用に供された国家機関の行為の帰属問題と派遣国の責任——国際機関責任条文草案第7条を中心に——」松田、田中、薬師寺、坂本編集代表『現代国際法の思想と構造 I 歴史、国家、機構、条約、人権』（東信堂、2012年）、芹田健太郎先生古稀記念の「強制失踪条約における非国家主体の人権侵害行為と締約国の責任」坂元茂樹、薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦』（信山社、2013年）などを書きました。まだ書けていない部分を補って、これらをそろそろ体系化する時期かと思っています。

他方、商船大学では教えるほうで海洋法は勉強しましたが、研究論文には結実しませんでした。船舶が相手でしたので、当然研究も先ほどふれましたように、沿岸国の管轄権と船舶の航行に中心軸がありました。この分野の研究が成果になるのは、山本草二先生の海洋法に関する外務省の研究会に参加させていただいたり、栗林忠男先生、杉原高嶺先生が代表されました日本海洋法研究会のメンバーとして研究発表するようになったころからです。国際法学会100周年の記念出版の「海洋汚染防止に関する条約制度の展開と国連海洋法条約——船舶からの汚染を中心に」国際法学会編『日本と国際法の100年 第3巻 海』（三省堂、2001年）、香西先生古稀記念論集に書かせていただいた「領海における海洋汚染防止法令の執行と無害通航権——国際法法典化の一つの軌跡——」安藤仁介、中村進、位田隆一編『21世紀の国際機構：課題と展望』（東信堂、

2004年), 日本海洋法研究会叢書第1巻に掲載させていただいた「公海海上犯罪取締りの史的展開——公海海上警察権としての臨検の権利を中心に——」栗原忠男, 杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開——現代海洋法の潮流』(有信堂高文社, 2004年), 山本草二先生編集代表の『海上保安法制』に掲載いただいた「海洋汚染」(三省堂, 2009年)などが, その代表例です。これらの論文では航行の利益と海洋環境ないし国際犯罪の抑止という沿岸国または国際的利益とが船舶の航行権と沿岸国の管轄権との関連でどう調整されるべきなのかという点に関心が置かれており, 同時に海洋に関する国際規則の国内実施の在り方にも問題意識がありました。

湯山 2001年の世界法学会研究大会の「トランスナショナル・ローの現代的意義」の研究報告でありますとか, 先生の研究報告を何度もお伺いして, 最新の動向はもちろん, 伝統的なところから最新の実行・学説まできちんと押さえて分析された重厚な報告で, いつも素晴らしいご研究をされていると思っています。

薬師寺 大学院進学の一動機の一つが, 国際社会の動向を捉える自分なりの理論枠組みをもちたいということでしたが, その一つの議論枠組が「国際法の構造転換論」でした。それに関わるような作業をしてみたいと長年思っていたものの, 個別の分野ではこれまで述べてきたような研究を進めてきたものの, それらをどういう枠組で整理していけばいいのか, まだ解答はみつけていません。そうした中で, 2001年の世界法学会で報告テーマをいただいたのがきっかけで, 「トランスナショナル・ローの現代的意義——非国家主体と国際法の課題——」を報告し, さらに同学会の2009年の研究大会で「国際人権法の現代的意義——『世界法』としての人権法の可能性? ——」を報告させていただきました。ひとつの枠組として考えているのは, 人権規範の承認がどの程度国際公序として定着し, それが国際法の規範構造にどのような変容をもたらそうとしているのかということ, 自分なりに整理したいと思ったからです。これを実定法としての国際人権の研究とつないで, 私なりの国際人



権法論を形作ればいいかなと思っているところです。

### <国際平和ミュージアム企画局長，法学部主事，教学部長の業務>

徳川 先生は国際法の分野で一線でご活躍の一方で、大学の役職や学会運営など、依頼されたら断っておられないのではないかと思います……。

薬師寺 何でも軽々に引き受けすぎると女房からよく怒られています。

徳川 学内で言いますと、たとえば立命館大学国際平和ミュージアム設立の企画局長として——これはたぶん国際社会全体に大学としてどんなメッセージを発信していくのか、といった役割を担った役職に就かれ、その後も APU にも着任されるなど、様々な学内役職に就かれておられます。

薬師寺 あまり軽くは勧めません、二足わらじの僕のような生き方は。今から思えば、もう少し計画的に歩むべきだったと反省していますが、その場面、場面で精いっぱい考えて、お引き受けしてきたので、個人的に悔いはないです。ただ立命館在職29年の内、合計15年半にわたって行政業務に携わっていたのは確かに長いかなと感じます。頼まれると断れない性格にもよるのでしょうか。しかし同期の田中則夫さん（龍谷大学副学長）、坂元茂樹さん（一般財団法人国際法学会代表理事）も、同様に「いや」と言えない点では、同じだったようです。しかも、いったん引き受けると、それにがむしゃらに取り組むのも「やばい」ですね。

立命館に来る前、神戸商船大学に6年間お世話になって、楽しい時代を送り、今でも、深江会という同窓会に機会があれば出させてもらっています。海事国際法の講義のかたわら、外航船員を目指すゼミ生とよくコンパをしたり、練習船やヨットに乗せてもらったりしました。戦後すぐに国際労働機関（ILO）本部の職員になられて、定年後、商船大学に赴任された樋口富雄先生と知り合い、阪神電車深江駅地下の「ひよこ」という居酒屋で一杯飲みながら、ILO の話を聞いたり法学の話をするの



も楽しかったですね。ジュネーヴの ILO を訪れる機会を作ってもらい、後にこのご縁が立命館の仕事にも役立ちます。先生は、私が立命館に移る直前に病で他界されました。これもご縁なのか、樋口先生をよくご存知の法学部の吾郷眞一先生が ILO の委員になられましたね。何かつながっているという印象です。

1987年、立命館大学に国際関係学部が新設されたときに、山手治之先生のお誘いで立命館大学法学部に移籍しました。その3年後の1990年に、ジュネーヴに留学させてもらうこととなります。外務省が毎年、若手国際法研究者を国連国際法委員会（ILC）の会期に派遣してくれており、1989年度の派遣につき打診をいただきました。しかし、法学部移籍直後ということもあり、大学も対応できないということで、辞退申し上げ、同年度は法学部学生主事の任に当たりました。いろいろな出来事があった年で、夏休みもあまり休みがとれなかった記憶があります。そうしたとき、再度外務省から打診をいただき、学部執行部に相談したところ出席を後押ししていただきました。どうせなら1年学外研究して来いと言っていただきました。そこでアビサーブ教授、カフリッシュ教授にお世話になり、ジュネーヴ大学国際高等研究所に客員研究員のかたちをとっていただきました。1990年 ILC では、小木曾本雄大使（故人）が国連主権免除条文草案の特別報告者を務められており、草案第2読の山場を迎えていました。条文草案については後ほどふれますが、責任の重いハードな仕事で、大使は会期後半に心臓発作で入院され、起草委員会での草案審議の様子を聞いた上で、1991年会期での草案採択を期して帰国されました。最終採択の年を控えて、大使と外務省からもう1年同行の依頼を受け、学部長に相談の手紙を書いたところ、半年間海外研究の延長を認めるという特例措置をとっていただきました。1991年の ILC 会期では主権免除草案が採択され、小木曾大使の助手の仕事が無事に終えて帰国できました。1年半の在外研究を与えていただいたことに強く恩義を感じましたね。

帰国後に経営学部の雀部晶先生から、法学部執行部には許可をとっているから国際平和ミュージアム設立準備室の副室長として開館準備を手伝うよう要請がありました。二つ返事で引き受けました。東京の国立科学博物館におられた雀部さんは「ミュージアムの命は収蔵庫にある、ミュージアムは展示物に語らせる」というのが口癖で、彼を筆頭に国際関係学部の安斎育郎先生、京都府立大学の井口和起先生、学芸員の山辺昌彦さんなどと一緒に、1992年春まで約1年半の間、展示計画案、展示物の収集、解説書、図録の作成などの開設準備作業に、しばしば深夜まで追われました。今では懐かしい思い出です。この間、資料の収集や聴き取りに、広島、長崎をはじめ日本各地を訪問し、時にはベトナムに出張してホーチミン市の博物館などにも行きました。今陳列ケースに並んでいる展示物のいくつかはこの時に寄贈や寄託していただいたものです。私は、博物館についてまったくの素人でしたが、常設展示第2部の不戦条約をはじめ戦争の違法化、交戦法規、ニュルンベルグ裁判と極東軍事裁判や、第3部の核軍縮、戦後補償などについて、国際法学の視点から、法学部の赤澤史朗先生とも議論しながら、解説の作業もさせていただきました。国際平和ミュージアムの設立の経緯については、京都の戦争展や中野信夫先生のご寄付のことも含めて、『立命館百年史』通史第三巻や、『未来を拓く』2010年版および2015年版に詳しく紹介されています。

1992年5月にミュージアムの開館に伴い、雀部準備室長の後を継いで、加藤周一館長(故人)、安斎育郎館長代理の下で、企画局長を務めることになりました。合計4年半、ミュージアムの仕事をしましたが、企画局長時代、特別展の企画・実施や修学旅行の誘致など、ミュージアムの運営の仕事が相当あり、授業時間以外はアカデメィアに常駐して、仕事の後、安斎先生と「鉄平」によく立ち寄りました(「藤井」さんともいわゆる「タクシー伝説」の起源です)。この間、英国のブラッドフォード大学で開催された第1回世界平和博物館会議に出席し、ピー

ター・ダンガン先生をはじめ多くの友人と出会いました。国連欧州本部から来られた方の紹介で、後にリットン調査団の資料等もある国際連盟の資料室にも行かせてもらいました。こうした縁もあって、現在「日本の近現代と立命館」の授業でミュージアムの講義を担当しています。国際平和ミュージアムの経験は、後の教学部長や APU 副学長の仕事を遂行するときに、立命館大学の教学理念を理解していただく上で重要な助けとなりました。15年戦争の実相を、被害だけでなくアジア諸国に対する侵略と加害及び責任も含めて展示したミュージアムの姿勢には、多くの支持が寄せられました。直接、国際法研究に結びついたわけではありませんが、さまざまなかたちで私の歴史認識に影響を与えたと思います。

**湯山** 国際平和ミュージアムの所蔵の充実には、先生の果たした功績が大きかったのですね。

**徳川** その後の学内役職の就任で本格的な大学行政に携わることになられますね。

**薬師寺** その後1995年度には法学部主事（現・教学担当副学部長）に就任しました。理工学部のびわこ・くさつキャンパス（BKC）移転と政策科学部新設のあった1994年当時、大学では経営規模問題に直面し、法学部でも1994年に80人の社会人受入れ枠と昼夜開講制の導入を決定し、これらの実施と臨時定員問題が喫緊の課題となっており、結構多忙な1年でした。この時代の思い出の一つは、同年後期にオランダ元首相で元 EU 駐日大使のファン・アフト先生が客員教授として、学部・大学院で EU 法の講義を担当されたことです。いつも自転車通勤される気さくな先生でしたが、大学院受講生の手配ができておらず、急遽、出口雅久先生や徳川信治先生にお願いして国際法の大学院生を中心に受講者を募りました。少人数でしたが、アフト先生には熱心に講義いただき、また立命館大学をいろんなかたちで宣伝していただきました。久岡康成法学部長のお勧めもあって、先生には後に立命館大学名誉博士号を授与させていた

だきました。ある大学院生のお父さんが京都国立博物館内にある美術院に勤めておられて、一度、国宝修理所を見学させていただきました。その年の1月17日に起きた阪神・淡路大震災で被災した仏像をはじめ多くの重要文化財が修理のため運び込まれており、その解体修理の話聞きながら、修理現場を見学させていただきました。粘土で作られた珍しい古代の仏像の構造、仏像「胎内」から出てきた仏像や書き付け、和紙と糊の話など日本の文化の深奥な話に、一同固唾を飲みながら説明に聞き入ったものでした。その年、紅葉の季節に東福寺の福島慶道管長（当時）のご厚意で日没間近の東福寺庭園をアフト先生と見せていただいたり、高台寺の夜景を見に行った後日本酒を交えて鳥水炊き料理に舌鼓を打ったり、先生とは親しくさせていただきました。“Superb”の音が聞こえるようです。

1997年度には大南正瑛総長から教学部長を拝命しました。当初2年の任期だったのですが、途中で学部長が3年制となり教学部長の任期も3年になり、急遽1999年度全学協議会（全学協）を担当しました。2015年度全学協を徳川先生が教学部長として担当されているのと同じです。立命館大学・学校法人立命館が第5次長期計画（5長）の実施中であり、1998年の経済・経営両学部のBKC移転とその後の衣笠新展開、ならびに、2000年開学予定のAPUの設立準備に学園をあげて取り組んでいた時期でした。この事業に、川本八郎理事長、大南正瑛総長、坂元和一APU担当副総長、BKC移転担当の若林洋夫先生をはじめ学園執行部が全力で取り組んでおられ、私も教学改革関連の業務でしばしば深夜に帰宅する生活でした。課題の多い3年間で、学部執行部との間で緊迫した議論も多々ありました（教員整備計画、語学改革、BKC社系学部移転と文理総合インスティテュート、BKCと衣笠の時間割、全学協などなど）。これも主観の評価は避け、『立命館百年史』通史第三巻や、『未来を拓く』2015年版などを参考資料として、見ていただければと思います。全学役職として事業を進める立場と、学部教学を責任を持って遂行する学部長・副学

部長の立場は、時にはぶつかり合いましたが、当時は教学対策会議（教対会議）が一つの重要な調整の場となっていたように思っています。また抽象的ではありますが、「教学こそ財政、基本は学生のために」というのが、一つの合い言葉でもありました。教学部長時代は、さすがに忙しくて、研究にはほとんど時間が取れませんでしたので、この期間は仕方がないと割り切りました。

教学部長の仕事の一つとして印象に残っているものに、アメリカン大学とのデュアル・ディグリー・プログラムの定期協議があります。インバランス問題や大学院 DD プログラムで、グッドマン教授やダンスモアさんと年1回ワシントン D.C. で行なう定期協議は、実務的だったけれど、いい勉強になりました。学生生活や単位問題など難問にも遭遇しましたが、DD プログラム担当の産業社会学部の東自由里先生の奮闘にも助けられ、信頼関係が深まったと思います。エピソードといえば、1月期に開かれた3回の定期協議の内、一回目はワシントン D.C. では桜が満開という異常気象の下でしたが、派遣した本学学生が遅しく学生生活を送っているのを見て頼もしく思ったものです。逆に二回目は大雪の中でデトロイトで足止めに遭い、ワシントン D.C. の空港が閉鎖されていることも知らないでクリーブランド経由の航空機に荷物を預けて回収不能となり、着の身着のまま一泊し、翌朝ワシントンの空港で東先生に「救出」され無事定期協議に入れたこともありました。第三回目は、会議自体は順調に進んだのですが、帰路の航空機で食前酒を飲み終わったころ、突然機内が真っ暗になり白い煙が漂いだし、しばらくしてキャビン・アテンダントが消火器を持って慌しく動く事態になりました。相当時間が経ってから、機長のアナウンスがあり、エンジンの一つが不調のため停止したが、一つ故障しても航空の安全には影響がないという内容でしたが、結局アンカレッジに引き返して緊急着陸（消防車数十台が待機していました）し、同市のホテルで一泊することになりました。同行していた職員さんからエンジンが火を噴いているのを見て生きた心地がし

なかったと聞いて思わずぞっとしました。この3回の協議でお目にかかったワシントン・ロースクールのグロスマン学部長とは、彼が国連拷問禁止条約の拷問禁止委員会の委員長をされていたときに、私が強制失踪委員会の委員としてジュネーブに出張して再会することになりました。

## ＜APU 副学長，立命館大学の副総長，そして再び APU へ＞

徳川 その後、2004年に APU の副学長に就任されましたが、この報に接した時には私も本当に驚きました。

薬師寺 2004年度には、APU の初代の坂本和一学長、慈道裕治副学長と交代で、モンテ・カセム新学長、甲賀光秀専務理事、林堅太郎副学長、中野雅博教学部長とともに APU に赴き、教学担当の副学長に就任することになりました。APU の開学準備と最初の4年間の運営のご苦労は、『立命館百年史』通史第三巻と APU 開設10周年を記念して出版された『立命館アジア太平洋大学誕生物語』に詳しく紹介されているので、それにふれるにとどめます。法学部の学部長を務めなければならない世代に入りつつあったのですが、教学部長として APU 設置準備の様子を間近で見ていた者として、事業の継承のために引き受けざるを得ないと思い、法学部長に相談の後、単身赴任を決めました。開設5年を経て、生起している問題を解決し、アジア太平洋学部 (APS) とアジア太平洋マネジメント学部 (APM) の規模を経営上も安定的なレベルに引上げ、それに対応する新 AP ハウス棟を建設し、教学内容をさらに充実させるプログラムにすることなどが、APU 新執行部に期待された重要な仕事でした。副学長と言っても法人の理事ではなかったので少し気は楽でしたが、実際に赴任してみると、理念も教学のスタイルも立命館大学とはまったく異なるので当初は随分とまどいました。しかし学生が自由な発想をし、どんどん自己主張する活発な雰囲気、国際性豊かな面白い大学だと思いました。ただ、慣れるのにはほぼ1年かかったと思います

し、2学部の合同教授会で執行部の方針を説明・討議する制度を定着させ、生起していたいくつかの問題を解決するのに明け暮れたという記憶です。ちょうど APU に慣れてきたころ、甲賀専務から、2005年度に立命館大学に帰任するよう言われて、やや消化不良感と狐につままれたような感じでしたが、帰任しました。佐々木嬉代三副総長が引退されるので、その残任期間、副総長を仰せつかることになりました。

2005年4月に立命館大学に復帰し、2006年12月、川口清史新総長が就任されるまでの1年8ヶ月間、川本八郎理事長、長田豊臣総長（いずれも当時）の下で、APU 担当のモンテ・カセム副総長、川村貞夫研究・BKC 担当副総長とともに主に教学・入試、衣笠キャンパス、小中高校を担当する副総長を務めました。立命館守山高校と立命館小学校の開校、大学教学的には映像学部の開設、生命科学部及び薬学部の設置準備、経営管理研究科の設置、2006年の朱雀キャンパス開設と同キャンパスへの法務研究科移転と、経営管理研究科設置、公務研究科の開設準備等の時期に当たり、佐藤満教学担当常務理事、本郷真紹入試担当常務理事、鈴木元総長理事長室室長などと一緒に主に映像学部の開設、10万人規模の多様な入試制度、立命館憲章や「新中期計画」の策定などの諸課題に当たり、大学外では大学コンソーシアム京都の運営委員会委員長として単位互換制度の拡充等に取り組みました。しかし、この時期いちばん難しかったのは、着任早々に常任理事会が提起し、実行に移した一時金1ヶ月のカット問題です。しかし、この問題は、このオーラルヒストリーの場でふれるには大きすぎるし、全体像を正確に知ってもいない者が不正確なことを述べるべきではないと思うので、話を差し控えます。ただ、私を含めて当時の常任理事会がカットの決定を行なったのは厳然とした事実であり、その際に、カットに代わる還元について、公式の決定ではないが、教学、研究を含めて検討案を提示するよう指示されたことも、極部分的な手当案を除き検討案を打ち出せなかったことも事実です。この問題を含めこの時期についての客観的・批判的な検討を受ける



責任を負っています。

他方、個人的に思い出が深いのは、2004年に氷室キャンパスに開設された法務研究科が、2006年に新しく完成した朱雀キャンパスに移転する直前に、第1回新司法試験の発表があり、残念ながら法務研究科1期生の合格数・合格率は良い結果とは言えませんでした。理事長、総長からも、こうした状況を放置できないという指示を受け、法務研究科長、総長、理事長、室長を含めて相談し、至急課題について法務研究科教員と実務家法曹が自由に意見を交換できる会合を開くとともに、短期的課題と中期的な教学課題とを整理することにしました。具体的な諸措置の内容は正確に覚えていませんが、教学機関、エクステンションがそれぞれ取り組むべき事項を明確に分けて、措置を具体化し、常任理事会で承認をいただいた後、直ちに実施に移したと記憶しています。私は第2回試験の時期を待たず、2007年3月には再度 APU に赴任しましたが、市川正人研究科長(当時)をはじめ法務研究科のすべての教職員、協力していただいた弁護士等法曹の努力が実り、2007年9月にはV字型復活を遂げた成果を大分の地で聞いて、「萬歳」を叫んだものです。

最後の役職は、2007年から2011年3月までの2度目の APU 赴任です。自分としては最初の派遣で4年は覚悟していたのに途中帰任だったこともあり、不完全燃焼感もあったので、国際大学のモデルといわれるものを十分見てみたいし、その発展に参加してみたいという気持ちが強く、家族と法学部のみなさんには悪かったのですが、二つ返事で単身再赴任しました。すでにカセム学長のリーダーシップで、ニューチャレンジ構想に基づき、2学部各4コースと5つのクロスオーバー・アドヴァンスト・プログラム(CAP)が形成されていましたが、教学制度として複雑だったこともあり、議論を重ねて APS4 専門と APM4 専門に再統合するとともに、APM を国際経営学部として AACSB のア krediteーション取得に挑戦し、CAP は主に APS メジャーと統合することで APS 全体を活性化と新展開をはかるとともに、大学院と語学教育の高



度化を目指しました。2010年カセム学長が任期を終えられ、是永駿新学長にバトンタッチされ、2015年には新たなグローバルラーニングがスタートしています。是永新学長と1年ご一緒したうえで私も任を終え、2011年4月にロースクールに復帰しました。これらがどういう風にAPUの将来に結実していくか楽しみです。文部科学省のグローバル大学創生支援事業に選ばれたことをステップに一層、着実に質の高い国際大学に育ってくれることを願っています。

徳川 大学の役職就任と相前後するかもしれませんが、1990年代の後半にEUやヨーロッパ評議会との関係で、先生はいろいろと密接な関係の構築に腐心されてこられました。最終的には寄託図書館を併設するところまでこぎつけるということまで持ってこられたと思うんですけども……。

### <欧州審議会（評議会）寄託図書館誘致とEU ジャック・サントール委員長の講演>

薬師寺 1992年、先ほど述べた第1回世界平和博物館会議に参加した時、帰路、ヨーロッパ審議会（ヨーロッパ評議会が仮訳で、現在、日本も準加盟国）寄託図書館設置の予備調査のために、ストラズブルに立ち寄りしました。神戸商船大学時代にヨーロッパ人権条約の準備文書を研究したのが、その契機で、立命館大学に国連寄託図書館があるのを見て、それならばヨーロッパ審議会の寄託図書館もと思ったのがきっかけです。出版広報局のチマラトス氏が対応してくれました。通訳官のルチアさん、その友人でヨーロッパ人権裁判所のバンサン・ベルジュさんとは、その時に知り合ったと記憶しています。帰国後、早速寄託図書館設置準備委員会を立ち上げてもらいました。バンサン・ベルジュさんは、ヨーロッパ人権条約の解釈適用に通じた第一人者ですね。

徳川 そうですね、ヨーロッパ人権裁判所の書記局にお勤めなので、裁判実務の裏側まで良くご存知な方ですから。

薬師寺 正確には覚えていないのですが、まずルチアさんに会い、ルチアさんからバンサン・ベルジュさんを紹介いただき、貴重な資料をぜひ日本でも利用できる図書館のようなものを誘致したいという話になって、出版局のチマラトス氏を紹介していただいたという順序だったように思います。寄託図書館について即答は得られませんでした。チマラトス氏は、『ヨーロッパ人権条約紹介 (Short Guide of European Convention on Human Rights)』という冊子を見せて、日本語訳の出版物ができればぜひ、ストラスブールにも送って欲しいと言われました。ヨーロッパ人権条約の日本語訳は後に『ベーシック条約集』(東信堂)でも、『国際人権条約・資料集』(東信堂)にも掲載するのですが、ショートガイドのほうの約束は果たせませんでした。しかし、寄託図書館については好意的に検討していただき、1995年5月だったと思いますが、チマラトス氏をお招きして寄託図書館開設式を行ないました。その後貴重な資料を多数送付いただきましたが、電子化と2014年に同審議会が寄託図書館制度を廃止したことに伴い、現在は欧州審議会資料室と名称を改めています。この図書館のこともあって、1998年には欧州審議会事務総長のタルシェス氏が、来日された際に立命館大学に立ち寄られましたし、同年9月には来日されたベルンハルト欧州人権裁判所所長が来学されて記念講演をされました。その後、ヴィルトハーバー裁判所所長も立命館大学に来学されて講演をされています。また、出口雅久先生、徳川先生のご尽力で、ゲオルグ・レス判事先生、ジャン・ポール・コスタ裁判所所長を客員教授でお迎えするかたちでつながりが継承されていること、これも嬉しいことで大変感謝しています。

### <人のつながりと仕事のつながり>

徳川 先生は APU での教育のご経験もおありですが、APU は留学生がだいたい100カ国ぐらいから毎年来るような状況を創りあげられました。そのことは立命館全体の中でも大きなネットワークづくりになったと思

うのです。先生ご自身が役職に就かれた時にもそれを意識されていたかどうかは別として、先生は国際法だけでなく、様々な分野でのネットワークを大事にされるような気がするんですけども……。

**薬師寺** 前述のファン・アフト先生のつながりが、直接ではないですが、1996年の欧州委員会委員長のジャック・サンテール氏の立命館大学中野記念ホールでの講演会と名誉博士号の授与につながり、それがさらに、1998年の欧州委員会のクレンツラー氏の講演につながりといった具合にネットワークの広がりには国際化を考えると非常に大切です。ジャック・サンテール氏の話は、当時法学部教授だった山根裕子先生から相談いただきました。まだいろんな教学・研究制度がなかった時だから、もし寄託図書館の経験がなかったら、大変な話だなということ、後ずさりしたかもしれないですね。しかし、サンテール氏はその後も、法学部のヨーロッパ・プログラムの際にいろいろとご支援をいただいたと伺っています。やはりつながりは大事ですね。私自身も恩恵にあずかりました。1997年に EUVP（欧州連合訪問プログラム）に参加させていただき、2週間、ブリュッセル、ストラスブール、マドリードを訪問して、EU委員会、理事会、欧州議会の当時の主要な委員と面会させていただきました。EUに排他的経済水域や漁業の問題でスペインに来る人は珍しいといわれましたが。このつながりは、私が APU に赴任したときにも役立ちました。

同じように、私たちの先輩が築きあげた前述の UBC とのジョイント・プログラムや、立命館大学とアメリカン大学 SIS との DD 制度を通じたつながりを築いた経験は、ワシントン・ロースクールと法務研究科の交換プログラムやアメリカン大学でのセミナーに拡大され、立命館大学法学部も多くの海外の大学と提携関係を築きあげているかと思えます。これらのネットワークは本当に貴重ですね。UBC とのジョイント・プログラムは先輩たちが築きあげたものを継承するという点で、副総長時代に、定期的レビューに参加して1度 UBC にお邪魔して、共同

議長を務めたことがあります。その当時は UBC の立命館寮の所有権移転後の立命館学生の利用とか、正規プログラムとは別個の立命館プログラムの改善と、正規プログラムとの関係などが議題でしたね。担当責任者のお一人がキンドラー教授だったので、UBC は担当者の方の在任期間が長いですね。生き字引のように交渉史全体をよく知っておられるから、なかなか交渉は大変だと思います。

UBC、アメリカンのほか、APU では主にトリア大学との環境に関する大学院 DD プログラムや、AACSB 取得に向けたメンターの諸先生との交渉を経験させていただきました。APU ではイーズ先生やポーター先生をはじめ外国の教職員が両サイドを固めてくれましたので、それほど発言しなくても良かったのですが、こうした交渉ということについては、1990年と1991年に ILC に出席させていただいた経験が役に立ったと思います。語学の訓練が学生時代に十分できていない私は、海外の方との交渉が得意ではありません。しかし、ILC では、小木曾大使が特別報告者の仕事、特に条文草案作成とコメントリーの起草作業に専念できるように、他の主題については、法規課から派遣された若手事務官と私とで分担して発言のための下調べのメモを作るという作業を行ないました。午前中の公開会合で示された特別報告者の口頭報告の内容、他の委員が行なった発言内容を要約するとともに、大使から発言要旨のブリーフィングを受けて、午後の起草委員会開催中（アシスタントは出席できない）に要旨に沿ったステートメント案の作成作業を行ない、それを1両日かけて修正いただいたものを読み易いワープロ原稿にしてお渡しするという作業内容でした。発言案を作成するために、提案内容や他の委員の発言内容を事務官と相互に確認し、聞き取れない部分については発言者に草稿のコピーをもらいに行き、それを基に発言内容を論点ごとに国連文書の似た表現方法を用いながら起案しました。この作業方法が、大学の教学プログラムの交渉過程でも参考になりました。

徳川 今のお話に出てきた国際法実務に関わるということ、これは国際法

をやっている人間でもなかなか関わることができないところだと思うのです。先生は国際法学者として外交にも携わり、実際に条約策定というかたちでも関わられておられますが、そのあたりのことについてお話を伺えればと思います。

## <国連国家免除条約起草過程とみなまぐる事件の口頭弁論に参加させてもらって>

薬師寺 実務といえるほどのことはできていません。ただ、またとない良い経験をさせてもらったことは何度かあります。第1は、前述のように ILC の国家免除条約草案作成作業に間接的ながら参加させていただいたということです。国家免除条約草案については国連法務部からは桑原幸子さんが担当官でしたが、コメントリーの作成過程で時間不足を補うために、注に入れる先例をチェックする役をお手伝いしました。1991年の ILC のイヤーブックの国家免除条約条文草案のコメントリーを見ると、今でも懐かしいですね。ILC で採択された草案は、当時の妥協を反映するものでしたが、いくつかの先進諸国は、制限免除主義における行為性質説への準拠が、なお不十分であることなどを理由に、法典化条約作成に消極的でした。これに対して日本政府は、10年近く粘り強く条約起草を主張しました。その結果、ILC 草案を基礎に置いて、国連国家免除条約の起草作業が、ニューヨークの国連総会第6委員会に主権免除アド・ホック委員会を設置して、そこで行なわれることになりました。これには、日本代表として当時 ILC の委員を務められ、条約の作成を強く働きかけておられた山田中正大使（故人）が出席されることになりました。ILC での作業を知っているということで、河野真理子教授とともにそのアド・ホック委員会に代表団顧問として出席する機会を与えられました。2000年の作業部会以降2004年のアド・ホック委員会に出席し、大使の指示に基づいて、資料や提案の整理をお手伝いするとともに、会議の進め方、条約草案のまとめ方、主要対立案の調整作業の仕方を、大使

の動かれ方を通じてそばで学ぶことができました。細かくは書いておりませんが、この作業を含めて採択された条約の意義は、「略歴・主な業績」に掲げた論文「国連国家免除条約の起草過程及び条約内容の特徴」村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会』（信山社、2011年）や資料「国連国家免除条約」国際法外交雑誌第105巻4号（2007年）に書いています。

みなみまぐろ事件の口頭弁論に参加させていただいたのも、もうひとつの貴重な体験です。参加させていただいたのは、国際海洋法裁判所でみなみまぐろの調査漁獲を禁止する暫定措置命令が決定されて以降ですが、当時の外務省条約局法規課課長の兼原信克さんを筆頭に安藤仁介先生、杉原高嶺先生、坂元茂樹先生、兼原敦子先生、高田映先生が、ワシントン D.C. の国際投資紛争解決センターの建物で開催される先決的抗弁の口頭弁論の準備作業を進めているときでした。外国からはエリユー・ローターパクト教授、ヴォーガン・ロウ教授、シャプタイ・ロゼンヌ教授が加わられて、日本弁護団を構成されていました。この時は、そもそもみなみまぐろ保存条約の解釈・適用紛争であって、当該紛争はみなみまぐろ保存条約の紛争条項に基づいて解決されるべきであり、国連海洋法条約に定める仲裁裁判所は本件紛争について事項的管轄権を有していないというのが、日本側の基本的な立場で、2000年5月にワシントン D.C. で口頭弁論が開かれました。豪・NZ 側の弁論は、クロフォード教授を中心に陣容が組まれ、日本側の弁論は、谷内正太郎条約局長、安藤仁介教授、ローターパクト教授、ロゼンヌ教授、ロウ教授という陣容で、迫力ある内容でした。仲裁裁判官は、シュウエーベル判事、フェリシアーノ判事、キース判事、トゥレッセルト判事、山田中正判事で、口頭弁論最後に裁判官団から回答を要請された質問には、事実関係を含めて日本側の主張内容を重く見た質問があり、後に日本はこれに丁寧に答えたと思います。同年8月4日、仲裁裁判所は、海洋法条約とみなみまぐろ保存条約の解釈から同裁判所には紛争に対する管轄権が

ないと判断し、国際海洋法裁判所の暫定措置命令を無効とする判決を下して、日本側の勝訴となりました。私自身は、貢献というよりはこの弁論から多くを学ばせていただいただけですが、口頭弁論期間中に国連海洋法条約の紛争解決条項の関連条文から日本側に有利となるさまざまな論点について意見をメモで述べたり、指示のあった判例や実行等について下調べをしたりする作業を行ないました。一つびっくりしたのは、日本代表団が口頭弁論の準備のための事務所としてお借りしたクリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトンという大きな法律事務所には、随分たくさんの方々の法律家とスタッフが働いていて、例えば、この資料が欲しいと言えば、ほぼ30分以内に判例でも論文でもほとんどの依頼資料が、——おそらくジョージタウン大学ロースクールのライブラリーと提携して、共同検索システムができてあがっていると思われるのですが——手許に用意される。このシステムには驚きました。もっとも同事務所側が提案した、陪審員を意識したパワーポイントによる視覚に訴える弁論方法については、5人の裁判官はいずれも国際法のプロや漁業問題の交渉には詳しい専門家であるということに重視して、一般に理解しやすい弁論方法よりは、専門家を意識した口頭による弁論方法を採用することになりました。当時国際法外交雑誌の編集主任をしていましたが、編集委員会は、この裁判記録は後世に残す必要があると判断し、第100巻3号（2001年）に特集「みなみまぐろ仲裁裁判事件」を組みました。口頭弁論でお会いしたまるで生き字引のように海洋法条約と国際司法裁判所のすべてに通じているロゼンヌ先生、口頭弁論を圧倒したエリュー・ローターバクト先生のアネックス——世界の漁業協定の紛争解決条項を調べ尽くした調査資料——など舌を巻くものばかり。本当に多くを学ばせていただきました。国際司法裁判所（ICJ）にも2度小田滋先生を訪ねてハーグに行きました。その時、小田先生から裁判所を案内していただき、ちょうど開かれていた口頭弁論の一部を傍聴させていただきました。このビデオは帰国後しばらくの間授業で使用しました。

それにしても、国際会議でも裁判手続でも、外国の人はこうした場によく慣れているし、タフな点が「すごいわ」と思うときがあります。

西村 具体的にはどういうところか詳しく教えて下さい。

### <主張の重要性>

薬師寺 学会など国際的な会議では時に感じるのですが、比喩的にいうと日本人はどちらかというと速攻型という感じがします。最初は体力もあり、礼儀正しく行儀もよいし、理路整然として、発言も要領よいという感じを受けます。これに比し外国の人の中には、まだ昨日着いたばかりだ、そんなに飛ばしても仕方がない、会議期間は長いと言わんばかりの態度を見せる人もいます。人によっては、5分もあれば話せるだろう事柄を、繰り返し20分も30分もかけて延々と議論する方もいる。しかしそう思えた人々が会議終盤になって、自分の論点を再度整理して、要点を徹底的に主張し、何度も粘る。徹夜の会議や起案作業だって主張点を盛り込むためには厭わない、といった態度を見せるタフさを見せつけるときがあります。マナーとしてはせっかく手続的にスムーズに運んできたものを、ここに来てひっくりかえすとは何事かと思うけれど、それでもそのタフさには驚き、時に「脱帽」します。もちろん、ルールや手続を大事にしつつ、合意を形成していくことが基本ですが、そのためには自己の主張や提案を相手に明確に伝えること、相手の主張や提案を正確に理解すること、そして、全体の大局観をもつこと、最後の粘り強さを持つことなどが、重要なんだと思うことがあります。他方、日本の代表団が持つ交渉力に舌を巻いたこともあります。例えば国連総会の第6委員会のアド・ホック委員会での最終盤だったかと思います。全体会議で日本代表は自国の主張を決して声高に主張するようなことはしませんでした。大詰めだというのに外国代表の発言を聞いていると、主権免除に関して国営企業の扱いや、強制措置からの免除、軍隊の行為に対する国家免除などいくつかの重要な論点について、なお相当な意見の隔たり



があり、なかには、持論を強硬に主張する代表もいるという状況でした。しかし、日本代表は休憩時間等を利用して議長や主要グループ代表と調整を着々とつけていき、対立する各グループの原則論を織り込んだ上で最後の調整作業を進めていかれました。それまで原則論を繰り返していた諸グループは、最終の休憩に入ると、会場のあちこちでグループの非公式の集まりを持ち、再会後次々に、不満な点はあるが国際協力の観点から条約文とそれに付す付属書の了解に同意すると発言していきましました。最後の讃辞は議長と特別報告者に贈られましたが、最終落としどころを取り付けた日本代表と代表部の見事な「根回し」には、思わず目を見張りました。

このような経験を積ませていただいたこともあって、現在、国連強制失踪条約に基づいて設置された強制失踪条約の委員を拝命しております。10人の委員で構成され、アジアからはイラクのモハメッドさんと私の二人です。年2回春と秋に会期が開かれ、ジュネーヴに2週間ずつ出張しております。会期では主要には、国家報告の検討を行ないますが、国別報告者を2回務めました。まだ個人通報は、それほど提起されていませんが、今後増えていくかと思えます。さらに緊急行動という制度もあって、2週間10日の午前・午後の会合の準備のために、ホテルに帰ってから1～2時間の睡眠になることもよくあります。個人的には大変な仕事ですが、いっそう頑張りたいと思えます。

西村 今のお話に関わりますが、この間、APUも含めて立命館の国際化というものに、薬師寺先生は直接、携わってこられました。今、立命館大学とAPUがスーパーグローバル大学に採択され、これから立命館、そして日本の大学がますます国際化していかないといけない状況は共有できると思いますが、立命館、そして日本の大学の今後の国際化についてどうお考えですか。先ほど留学をもっと積極的にというお話もありましたが、若い世代や大学を担っていかなければならない研究者にアドバイスがあればいくつかお願いします。

## <APU の経験と大学の国際化>

薬師寺 いやあ、僕にはまだとてもアドバイスができるなんて思いません。大学院時代に留学できて、外国の大学院教育で苦労しておれば、もっと展開も違っていただろうにと悔やむことも多いです。だから立命館の役職として、職務を通して見よう見まねで覚えたものが多いですね。国際化も含めて、大学運営や自らが国際的な場で何かしなければならぬときに、その訓練について一つ思い出すのは、神戸商船大学にいたときに体育の先生と樋口富雄先生から聞いたことです。当時商船大の学生は遠泳という体育科目があって、この単位を取得しなければならないんです。でも入学時に全員が泳げるわけではないのです。遠泳訓練が5月か6月頃に始まるのですが、体育の先生が、「薬師寺さん、遠泳訓練には比喩的にいえば2つのやり方があるけれど、旧海軍式のようにロープを掴ませていきなり沖に連れて行って一斉にロープを外してとにかく必死に泳がせて力をつけさせる実戦型の方式と、スイミングスクールのように全員にプールで上を向かせて頭に軽く手を添えて、人間の体は自然に水に浮かぶようにできているからと納得させて、恐怖心を持たせずにステップを踏んで進める方式とでは、後者が一見時間がかかるようだが、科学的で理にもかなっているし、効率もいいですよ」とよく言っておられました。まったく異なる場面ですが、樋口先生が「ひよこ」で同じことを言われた——ジュネーヴで仕事の合間に水泳のボランティアのようなことをされていたそうです——「国際公務員の仕事も、いわゆる国際人といわれる人も、結局は同じ理にかなった方法に従って基礎をしっかりと身につけることが、語学でも専門でも基本で、早道なのです」と言われたのを思い出します。僕の場合、酒席で本当にいい話を聞くのですが、後がフォローできていない点が問題ですね。だから国際的に行動するには基礎力が欠けており、その場その場の自己流だったことを反省しています。若い世代、特に学生には、今の時期に基礎となる

力を正課でも課外でもプロセスを踏んでしっかり身につけて欲しいと思います。それが原点だと思います。

抽象的になってすみませんでした。APU の経験に少しふれます。創設から現在まで APU に関わったすべての教職員と学生の努力と創意工夫で、APU は間違いなく、日本の大学では国際化モデルの一つの典型になり得たと思っています。カセム学長が口癖のように、「APU は関西や東京からは遠いかも知れないが、世界からは近い」と言われていましたが、まさにその通りと思います。立地を考えてアジア太平洋地域に焦点を合わせて、世界に開かれた大学としてミッションを明確にしたこと、何をするのか何ができるかを絶えず具体化しようとしたこと、それを実現するために課題を明確にして実現に取り組んできたこと、これらを絶えず共有できるようにしてきたことが、特に多様な考え方や異なる文化を持った教職員の集団を抱えた組織では、重要だったと思います。APU の日英 2 言語教育、経営という専門に焦点を絞った APM とメジャーを持ちつつもリベラル・アーツを重視した APS という学部教育と、英語で行なわれる大学院教育の組み合わせ、何よりも学生・院生の半数を少なくとも 50 カ国以上の国際学生で構成し、教職員も相当数を多国籍の人で構成する、すべての業務を原則として 2 言語化する、国際学生は全員 1 回生時は AP ハウス（学生寮）で暮らし、そこでは日本人学生を含む RA（レジデンスアシスタント）が援助する……。こういった APU 方式を 1990 年代開学準備時期に練り上げた創造力と実行力には、ただただ感嘆するばかりです。今では APU 物語となっていますが、あの時期にこれだけのことを着想し、実現した、この創造力と団結力、実行力、これが立命館だと今でも思っています。私も APU 時代、いろいろな教育関係の国際会議、外国の大学の記念式典などに行かせていただきましたが、APU を紹介させていただくと一様に驚嘆の声が上がりましたね。韓国の東西大学執行部は、別府杉の井ホテルと APU で 100 人近い大学幹部研修会を開催されました。学生のエネルギーもすごいです

ね。例えば、前期と後期に学生主体になって催されるマルチ・カルチュラル・ウィーク。韓国ウィーク、中国ウィーク、インドネシア・ウィーク、アフリカ・ウィークなどと順次開かれるのですが、最終行事となる金曜日夕方にはその国を紹介する一大イベントがホールで行なわれ、これには別府市民はもちろん、時には東京からその国の大使が見に来られる。セミプロと言っていいほど学生の文化力を楽しめます。私も世界人権問題研究センターの人権講演会などでは、しばしば APU の多文化共生にふれています。現在、国連強制失踪条約の強制失踪委員として毎年 2 回、同委員会の会期に参加するのですが、ジュネーブにも APU の卒業生がいて——ILO に務めているモースさんをはじめ、大学教員になった人やジュネーブ大学の院生、国連等のインターシップに来ている人だけで数名いるのですが——時に同窓会を開きます。分野もさまざま。世界中にこういう人たちが巣立っているのだと思うと、ワクワクしますね。

ただ 1 点述べておきますが、APU は「別府」という立地を考えた上で、この事業を成功させるにはどういう規模の発想をしなければならぬか、という現実の状況の中で創意工夫されたものだと思います。そこにはモデルとなり得るものもたくさんあると思いますが、関西の地であり総合大学である立命館大学の国際化は、当然 APU とは異なったもの、立命館大学の特徴点を最大限に活かし、なお新しい発展を展望するような創造的な国際化を作り上げていくことだと思います。その力は、これまでの各学部の努力で、すでにスーパーグローバル大学に選定されただけの土台と実行力に示されていると思います。ただ、単に積み上げただけではうまくいかないときがありますので、思い切った展開が必要なものはそれを展開する必要があります。それが何なのか、総合大学の場合は各学部で異なりますし、我々の関係では法学部、国際関係学部、それに大学院になると思いますが、そこで何をするのか、ミッションを共有することが大事だと思います。国際化すれば、それだけ多様な考え方や異なる文化を持った人が入ってきて共同作業をすることになります

から、ますます共通の意思を形成することが不可欠になります。何をするのか明確にし、全体で共有すること、それを実現するプロセスを明確にして、着実に実行し、それを全体で確認していく、これをやっていたら信用してくれません。AACSB 申請の初期段階で強く感じましたね。具体的に現在展開中の各計画については、直接関与していませんので、不正確な知識でコメントするのは差し控えます。

西村 学会のこともいろいろと伺いたいのですが。

徳川 学会の活動のところでも先生、結構、火中の栗を拾っていますよね。

薬師寺 いやあ、ここでも「頼まれたら断れない」という性格を反映しているのかな。学会も、最初に理事長職になったのは国際人権法学会なんですよ。でも、いろんな学会の活動に従事するきっかけといえば、大学院生の時期に、田畑先生が平和学会の理事長に就任されたときです。当時、関寛治先生、坂本義和先生、西川潤先生から打診があって、田畑先生に理事長の依頼があって、京大の香西茂先生、尾上久雄先生、樋口謹一先生と、関西大学の山川雄巳先生が執行部を作ることになりました。香西茂先生が事務局長になられたので、国際法研究会の幹事をしていた僕は事務局をお手伝いすることになりました。引き継いでみると、東京の時に一大出版事業を実行した後で、あまりお金が残っていない、という状況でした。そういう中で、研究大会、会員の入退会等の庶務と会計などの事務作業を、尾上久雄先生の研究室でやっていました。そうした経緯があるので、経済研究所の先生方とも知り合いになって、後にゼミに出させてもらうような機会もありましたが、とにかく学会事務局というものを実務的に経験できました。

その後、国際人権法学会の設立。国際人権法学会は、神戸大学の芹田健太郎先生が中心になって計画され、世界人権宣言採択40周年の1988年に芦部信喜先生を初代理事長として設立されました。設立の経緯などは、芹田教授の「学会創設雑記」（『国際人権』10号）や私の「国際人権

法学会のあゆみ」(2006年)(略歴・業績を参照)にあるので省略します。憲法、刑法、民法など国内法の研究者と国際法研究者それに法曹や外務省や法務省も一緒になって日本の国際人権を研究し、実施を図ろうという趣旨で創設され、日本の国際人権諸条約批准とその国内実施、個人通報制度受諾等を目指して10年ほど非常に活発に活動を展開しました。しかし、そうした点でいくつか進展があった後、1997年に理事長の役が東京から関西に移り、芹田先生がその役を引き受けられました。この時私も理事になりましたが、芹田理事長体制の2期目になる2000年に、確か桜が満開だったと思います。市ヶ谷駅近くで芹田先生から、「事務局長をやってくれんか」といきなり言われて、一瞬これは大変だと思ったけれど、結局その場で引き受けたように記憶しています。江橋崇先生から事務局長を引き継ぎ、お金が潤沢ではなかったのも、いろいろと大変でしたね。事務局長として次期体制をどうするかを相談したところ、これがやぶ蛇だったのか、「次の理事長を引き受けてくれないか」ということになって、結局2003年に第6期理事長として3年間務めることになりました。この時期に推進したのは、国際人権について国際法研究者と国内法諸分野の研究者との対話を促進するというので、事務局長の坂元茂樹先生、企画主任の村上正直先生とも相談し、研究大会のテーマもそれを意識して設定したと思います。それと15周年記念事業で、これは『国際人権』を発刊していただいている信山社にお願いして、芹田前理事長を責任者に『講座 国際人権法』の第1巻と第2巻を編集して出版することにし、何とか2006年11月退任時に公刊できました。事務局長時代からのこの時期、立命館大学では事務局を引き受けていただき、徳川先生にだいぶん事務局でご苦勞をおかけしたと思います。でも、お金は相変わらずの苦勞でした。弁護士の木原邦夫先生が事情を知って、学会活動の足しにということで100万円をご寄付いただき、それで学会の国際的な活動資金が最初に発足することになりました。

これと相前後して、略歴にありますように、国際法学会の理事に就任

し、まず『国際法外交雑誌』を編集する雑誌編集委員会の主任、会計主任、研究大会を企画する研究連絡主任を経て、2012年に旧財団法人から改組した一般財団法人国際法学会の代表理事になり、その任を終わってほっとしていたときに、世界法学会理事長になっておられた親友の田中則夫先生が食道癌で任期途中で逝去され、2015年2月に急遽その残任期間の任を引き継ぐかたちで世界法学会の理事長に選出されることになりました。したがって、3つの学会の代表をさせていただいたこととなりますが、これも、土台に国際法研究会の幹事としての経験があって、そのご縁で学会とのつながりが生まれ、同期の坂元茂樹さん田中則夫さんをはじめ多くの方々に支えられて何とかこれらの仕事をやってこれたと思いますし、立命館大学のみなさんに実務的に支えられてきたからこそ、何とか任を務められているのです。心から厚く御礼を申し上げます。ただ、田中さんの逝去は、つらかった。世界人権問題研究センターでも第1部部长等を務め、このご縁で、安藤仁介所長が座長を務められていた滋賀県人権推進審議会で、座長の後任をお引き受けしたり、APUから帰任後2015年まで司法試験考査委員とか法務省の難民審査参与員がこれに加わってきたりしますので、最近も結構忙しい日々でした。

**西村** いやいや、先生すごいですよ。

**徳川** 国際法学会の法人移行というとんでもない大事業をも乗り切ったわけですから。

**薬師寺** 財団法人から一般財団法人は柳原正治前理事長時代に用意周到に準備していただいていたので、おかげさまでスムーズに進みましたね。もちろん、一般財団法人になって関係する法律のしぼりが非常に厳しくなったから、それに適合するように諸規程をすべて改正して整えたり、旧財団から引き継いだ財政については、公益支出としての義務づけがあったりで、弁護士、公認会計士の助力がなければとてもやっていけなくなり、そうした新しい体制を整えなければなりませんでした。それと



いちばん大変だったのは、以前は評議員が約70人、理事も30人以上いて、各主任と常任理事が中心になって各委員会体制で学会運営が行なわれていたのですが、評議員も理事も15人以下の少人数で出発することになったんですね。さらにこれに、土曜日も開講する大学が増えて、年2回の研究大会を引き受けることのできる大学が少なくなって、恒常的に大学の会場をお借りして研究大会を開催できる目途が立たなくなっていました。したがって、学会自体が会場を用意してそれを主催するという方式に一般財団法人への改組とともに切替えるということになっていました。これらをわずかに11名の理事で運営することはできないし、学会の民主的な運営でこれまでに築かれていた多くの会員の参加を、ここでどう継承するかも問題でした。こういうことをすべて対応していけば、支出も増大し、現在の会費では持たない。そこで思い切った組織替えが必要になったわけです。そこで理事を中心に、部体制を設けて、各委員会委員長は、理事だけでなく他の会員にも委員長になってもらって、各委員会を充実させ、約900名の会員の内100名ほどの会員に各委員会運営に参画していただき、2年ごとに短縮された任期期間でも学会運営が継承できるように体制づくりを考えました。理事および委員長それに各委員会の委員のみなさんには、大変奮闘をいただきまして、一般財団法人への移行と、新しい研究大会方式の開始と定着、小田滋賞をはじめ新たな学会活動など、なんとか移行作業は一段落ついたと思います。そこで短い期間だったけれど役割は終えたと考え、交代をお願いし、了承を得ました。財政的には、旧財団法人国際法学会の時に小田滋先生のご寄付があり、これで新規の事業ができるようになりました。先生には重ねて感謝申し上げます。個人的に言えば、立命館大学でのさまざまな役職経験が、いろんなかたちで、役立ったと思います。最初は高い山を見上げるような思いでしたが、みなさんすごく力量を持っておられて、踏み出せば何とかなるという思いを強くしたものでした。

結構いろんな仕事をやってきたなと思います。しかし、どうしてもや

らなければならない仕事が残っています。APU はもうちょっと、次にどう展開するか見てみたいという心残りはあったし、学生さんの力量をさらに伸ばすために、まだまだ多くの課題があります。ロー・スクールも国際関係公法での受験生は少ないがどう貢献できるか、もっと考えなければと思っています。しかしいちばんやらなければならないのは、まだできていない自分の研究をまとめることです。これがお世話になった田畑先生をはじめ国際法の先輩や同期、そして国際法の講義を聞いてくれたゼミ生をはじめ多くの学生に対する学者としての責任だと思っています。「少年老い易く学成り難し」という言葉は、今の僕にぴったりですが、ちょうど定年を機会に、特任教員の期間を活用して、一つでもまとめていく作業を開始していきたいと思っています。「先生、お酒もいんだけど、ほつほつ本もね」とか言うゼミ生の声に励まされています。

湯山 最後に今後の抱負をいただければと思っていたら、先生のほうから先におっしゃっていただいて。

徳川 きれいな区切りになりましたね。

湯山 ちょうどよいまとめになったかなと……。

薬師寺 湯山先生には貴重な講義時間をお借りしますが、これから1月19日の最終講義に向けて準備をします。学生への言葉はその時の宿題として、とっておくことをお許しください。僕の場合、研究はまだまだ未完成ですから、学生にとって模範的ではありませんが、それでも問題意識を持って絶えず鈍くさく進むことの楽しさを何らかのかたちで、次の研究者になろうとする人を含めて、少しでも励ましになるものを与えられたらと思っています。

最後に、何と言っても学生のみなさんにお世話になりました。たかがスローガンかもしれませんが、立命館大学のモットーである「先ず学生のために」は、ずっと私を支えてくれたと思っています。夏には水泳訓練などで真っ黒に焼けた上半身をはだけて、頭にはちまきを巻いて、授業を聞いていたが、阪神・淡路大震災の時には率先して海路からの救援

活動に活躍した商船大学の学生、いい意味でこだわりをもち、なぜかを問う国際法の授業で出会った立命館大学の多くの学生、全学協や院懇で議論し合った学生諸君、1 回生基礎演習やゼミで一緒に報告や討論、模擬裁判やディベートを行い、コンパやカラオケやゼミ旅行に夢中になる一方で、果敢な挑戦をおそれない法学部の学生のみなさん、自由な発想でどんどん新しいことに挑戦するエネルギッシュな APU の学生のみなさん、いい思い出を与え続けてくれたみなさんに心から感謝します。振り返って見るといつも学生の新鮮な時代感覚と問題意識が、私の問題意識自体をリフレッシュしてくれていたのだと思います。年賀状やフェイスブックを通じて、みなさんが社会に出て活躍されておられるのを見聞きして、これほど頼もしいことはありません。長い間有り難うございました。また今後とも宜しく願います。また立命館大学法務研究科及び法学部及び共同研究室の教職員のみなさま、ゼミ出身の立命館大学職員のみなさまには退職記念行事を含め大変お世話になりました。厚く御礼を申し上げます。

徳川 長時間おつきあいいただきまして、どうもありがとうございました。

薬師寺 主観が入っていると、記憶違い等で事実を誤っている箇所の中にはあるかと存じますが、関係者のみなさまにはご海容の程をお願い申し上げます。

(このインタビューは、2015年10月26日に行われました)